

2021年3月31日

債権者及びグリーンインフラレンディング投資家各位

株式会社 J C サービス  
代表取締役 中久保 正己

### 民事再生手続開始の申立てに関するお知らせ

当社は、2021年3月24日付けで東京地方裁判所民事第20部に対し民事再生手続開始の申立てを行い、同日付けで同庁より調査命令が発令されたほか、本日付けで保全処分（弁済禁止及び担保提供禁止）及び包括的禁止命令が発令されたので、お知らせいたします。

これにより、これまで御支援と御協力をいただきました関係各位に多大なる御迷惑をお掛けする事態となりましたことを心よりお詫び申し上げます。

以下では、当社が民事再生手続開始の申立てに至りました経緯等について説明させていただきます。

#### 1. 申立てに至る経緯について

当社の子会社である株式会社グリーンインフラレンディング（以下「G I L社」といいます。）を営業者とするファンドにつきましては、出資対象事業に係る契約の進捗状況や、今後の分配・償還の見通し等に関しまして、当社HPより随時御報告をしてまいりました（直近の御報告につきましては2021年2月2日付け「グリーンインフラレンディングによるファンド資金の返済について」を御参照ください）。その際にも御報告いたしましたとおり、締結済みの契約に基づく入金を当社がしっかりと確保することによって、現時点ではファンド募集額の85%程度について償還の目途が立っておりました。

もっとも、契約上、案件の譲渡先からの入金は土地の利用権の取得や許認可の取得などの各開発工程がマイルストーンとなっており、入金を確保するためには開発工程を進めていく必要があります。これまで、当社に対する誤った認識に基づく報道等の影響を受けて、土地の利用権の取得等の手続に大幅な遅れが生じておりましたが、昨年来より

続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、開発工程の進捗により一層の遅れが生じる状況が続いております。

当社としましては、このような厳しい環境下におきましても、投資家の皆様への元本償還を実現すべく、安易に案件を安価で売却することなどはせずに、案件価値が最大化されるまで開発を進めるとの基本方針の下に案件開発に取り組んでまいりました。G I L社としましては、土地の利用権の取得等が完了していない段階では、当社に対する担保権を実行しても元本毀損の可能性が非常に高いため、案件価値が高まる段階に開発が進むまでは担保権の実行を差し控えておりました。

ところが、G I L社に対しましては、maneoマーケット株式会社（以下「maneo M社」といいます。）によって、2021年3月8日付けで東京地方裁判所に債権者破産の申立てが行われました。G I L社がmaneo M社から債権者破産の申立てをなされたことは大々的に報道されてしまったため、多くの当社の債権者やG I L社の投資家の皆様が動揺しております。G I L社に対しては、一部の投資家による債権者破産の申立てもなされており、今後は、当社に対する債権者破産の申立てがなされることも懸念されております。

仮に当社が破産となれば、破産手続により案件の価値が十分に高まっていない段階で早期に売却されてしまい、償還元本が棄損するおそれがございます。そのため、当社としましては、債権者の皆様に対する弁済原資とG I L社の投資家の皆様に対する償還原資を最大限に確保するため、やむを得ず、このタイミングでの民事再生手続の開始の申立てに至った次第です。

## 2. maneo M社によるG I L社に対する債権者破産の申立てについて

当社及びG I L社は、契約に基づく入金を確保した一部の案件につき投資家の皆様への元利分配を実施すべく、maneo M社との協議を続けてまいりました。投資家の皆様に対する元利分配を実施するためには、maneo M社の運用するシステムを利用することが不可欠であるため、分配方法に関してはG I L社の一存で決定することはできず、maneo M社との間で合意する必要があったためです。

当社らとしましては、G I L社ファンドは投資案件である以上、当該案件に出資した投資家に対して償還を実施することが「平等」分配であると考えておりました。これに対し、maneo M社は、G I L社ファンドの資金には証券取引等監視委員会が認定した「目的外使用」があるとの前提の下に、当該案件に出資したか否かにかかわらず、広

く投資家全体に対して分配・償還することこそが「平等」分配であるとの考えを崩さなかったため、一部案件について分配・償還を実現できずにおりました。

そもそも当社は、maneoM社の提案を受けてソーシャルレンディングによる資金調達を行うようになったのであり、また、GIL社も、ファンドの取得勧誘について第二種金融商品取引業の登録業者であるmaneoM社に対して委託してきたものです。2016年10月5日に募集を開始して以来、ファンド資金の使用方法や募集の際の表示方法についてはmaneoM社からの指導に従ってきたのであり、当然、当社によるファンド資金の使用方法等について、maneoM社から問題がある旨の指摘を受けたことは一度もございませんでした。それにもかかわらず、maneoM社は、証券取引等監視委員会によってファンド資金の「目的外使用」の認定がなされた途端、当社らとの間で事前の協議もないままにGIL社ファンドの新規募集や投資家に対する元利分配のためのシステム提供を停止させてしまいました。本来であれば、投資家の皆様に対する不利益が最小限となるような方法を当社らとの間で協議すべきであったにもかかわらず、一方的にこれらの措置がなされたことにより、投資家の皆様への元利分配が滞る事態に陥ってしまいました。

当社は、GIL社による資金調達の途が閉ざされたことにより資金繰りに窮したものの、案件開発を止めることなく進めてきた結果、ようやく投資家の皆様に対する元本償還の可能性が出てきたところです。それにもかかわらず、破産により案件価値がまだまだ最大化していない段階において叩き売り等がなされてしまっただけでは、投資家の皆様の利益を大きく損ねることとなります。maneoM社は、当社らが案件の進捗等に関する情報提供に十分に応じてこなかったと主張しておりますが、当社らは、maneoM社からの情報提供要請に対して真摯に応じてきたのであり、maneoM社の主張は全く事実と反します。案件に係る情報については、契約相手方との関係で機密保持義務を負うことから、自ずと情報開示の範囲には限界があるのであり、この点を捉えて十分な開示がないと主張するのであれば、不合理な主張といわざるを得ません。

maneoM社による債権者破産の申立ては、拙速な判断に基づく新規ファンド募集の停止等により、投資家の皆様に対して多大な不利益を被らせてきた責任を、すべて当社らに転嫁すべくなされたものであり、投資家の皆様の利益を一切顧みないものであって、決して許されるものではございません。

### 3. 今後の対応について

当社としましては、maneoM社が主張するような不正な資金流用等の事実は一切ないものと確信しておりますので、債権者や投資家の皆様に対して広く情報提供を行った上で、事業を継続することにより再生を図る予定です。当社が破産をしてしまうことで損害を被るのは、債権者や投資家の皆様です。当社としては、まずは現在契約済みの案件について引き続き開発を進め、その価値を最大限に高め、案件の譲渡先からの入金を実現することで、皆様への御返済の最大化を図る所存です。

今後は裁判所の監督の下、事業の再建に向けて全力を尽くす所存ですので、御支援と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以 上